

久喜市共同オンライン分教室に関する規則の一部を改正する規則

久喜市共同オンライン分教室に関する規則（令和4年久喜市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「中学校」を「学校」に、「生徒」を「生徒等」に改める。

第2条第1項中「中学校」を「学校」に、「生徒」を「生徒等」に改め、同条第2項中「「中学校」」を「「学校」」に、「別表第2」を「別表第1及び別表第2」に、「中学校を」を「小学校及び中学校を」に改め、同条第3項中「「生徒」とは」を「「生徒等」とは」に、「中学校に在籍する生徒」を「学校に在籍する児童及び生徒」に改め、同条第4項中「中学校」を「学校」に改める。

第4条第2項中「副室長は、中核校の教員のうち」を「副室長は、室長が指定する教員のうち」に改め、同条第3項中「各中学校」を「各学校」に改める。

第7条第1項中「生徒」を「生徒等」に、「中学校」を「学校」に改め、同条第2項中「当該生徒」を「当該生徒等」に改め、同条第4項中「生徒」を「生徒等」に改め、同条第5項中「生徒」を「生徒等」に、「教育委員会」を「教育長」に改める。

第8条第1項中「教育委員会」を「教育長」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「教育長」に、「通知するものとする」を「通知するとともに、共同オンライン分教室通室可否通知書（様式第4号）により、速やかに生徒等の保護者に通知するものとする」に改め、同条第3項を削る。

第9条中「各生徒」を「各生徒等」に、「教育委員会」を「教育長」に改める。

第11条第1項及び第2項中「教育委員会」を「教育長」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「教育長」に、「通知するものとする」を「通知するとともに、共同オンライン分教室通室終了通知書（様式第7号）により、速やかに生徒等の保護者に通知するものとする」に改め、同条第4項を削る。

様式第1号中「中学校長」を「学校長」に、「生徒氏名」を「児童生徒氏名」に改める。

様式第2号中「中学校」を「学校」に、「生徒」を「児童生徒」に改める。

様式第3号中「中学校」を「学校」に、「久喜市教育委員会」を「久喜市教育委員会教育長」に、「生徒氏名」を「児童生徒氏名」に改める。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第8条関係）

共同オンライン分教室通室可否通知書

年 月 日

様

久喜市教育委員会教育長

久喜市共同オンライン分教室への通室について、下記のとおり通知します。

記

通室の可否	可 ・ 否
児童生徒氏名	
通室期間	年 月 日から 年 月 日まで
備考	

様式第5号中「中学校」を「学校」に、「生徒氏名」を「児童生徒氏名」に、「数学」を「算数・数学」に改める。

様式第6号中「中学校」を「学校」に、「あて」を「様」に、「久喜市教育委員会」を「久喜市教育委員会教育長」に、「生徒氏名」を「児童生徒氏名」に改める。

様式第7号を次のように改める。

様式第7号（第11条関係）

共同オンライン分教室通室終了通知書

年 月 日

様

久喜市教育委員会教育長

下記の児童生徒は、久喜市共同オンライン分教室への通室を終了しましたので、通知します。

記

通室終了日	年 月 日
児童生徒氏名	
通室期間	年 月 日から 年 月 日まで
備考	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。